

七 この省令の施行前に効力が生じた新設分割又は吸収分割(前二号に掲げるものを除く)。当該新設分割又は吸収分割に際して減少することとしたその他利益剰余金の額及びその他資本剰余金の額の合計額

目次

- |  |
|--|
| <p>一章 総則（第一条）</p> <p>二章 指定障害福祉サービス事業者の指定等<br/>（第二条～第八条）</p> <p>三章 指定障害福祉サービス事業者の人員、<br/>設備及び運営に関する基準</p> <p>第四章 設備及び運営に関する基準<br/>（第九条～第十一条）</p> <p>第五章 第一節 通則（第九条～第十条）</p> <p>第二節 居宅介護、行動援護及び外出介護<br/>（第十一条～第十二条）</p> <p>第三節 第一款 基本方針（第十一条～第十二条）</p> <p>第二款 人員に関する基準（第十二条～第十四条）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第十五条～第十七条）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第十六条～第十七条）</p> <p>第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十条～第五十四条）</p> <p>第六节 第一章 第二節 児童ディサービス<br/>（第十八条～第二十条）</p> <p>第二章 第一節 第一款 人員に関する基準（第五十六条～第五十七条）</p> <p>第二款 基本方針（第五十五条～第五十六条）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第五十八条～第五十九条）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第五十九条～第六十一条）</p> <p>第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七十条～第七十三条）</p> <p>第六节 第二章 第一節 第一章 第二節 第二款 基本方針（第七十四条～第七十五条）</p> <p>第一款 人員に関する基準（第七十五条～第七十六条）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第七十七条～第七十八条）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第七十八条～第七十九条）</p> <p>第五节 第三章 第一節 第一章 第二節 第一章 第二節 第二款 基本方針（第九十一条～第九十二条）</p> <p>第一款 人員に関する基準（第九十二条～第九十三条）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第九十三条～第九十五条）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第九十五条～第九十六条）</p> <p>第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百一条～第一百五十五条）</p> |
|--|

## 第六節 共同生活援助 第一款 基本方針

- 第六節 共同生活援助**

**第一款 基本方針（第百六条）**

**第二款 人員に関する基準（第百七条・第百八条）**

**第三款 設備に関する基準（第百九条）**

**第四款 運営に関する基準（第百十一条・第一百二十二条）**

**第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百二十三条）**

**第四章 雜則（第百二十三条・第百二十四条）**

**附則**

**第一章 総則**

**(定義)**

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者等 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。

二 支給決定障害者等 法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。

三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。

四 支給量 法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。

五 受給者証 法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。

六 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。

七 指定障害福祉サービス事業者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

八 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

九 利用者負担額 指定障害福祉サービスにつき法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合においては、百分の百を市町村特例割合（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十一号。以下「令」という。）第十七条第二項に規定する市町村特例割合をいう。以下同じ。）で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定期間の障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

十 法定代理受領法第二十九条第五項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービス

- 十 法定代理受領法(第二十九条第五項)の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用)(法第二十九条第五項)に規定する特定費用をいう。(以下同じ。)一項に規定する方法をいう。

十一 基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス)をいう。

十二 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業者の指定障害者を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

七 第三十八条の運営規程

八 八 障害者等又はその家族からの苦情を解決する  
ために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の  
体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の  
請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項  
(児童デイサービスに係る指定の申請)

**第三条 法第三十六条第一項の規定に基づき児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。**

一 申請者の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 第六十四条の運営規程

八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項  
(短期入所に係る指定の申請)

**第四条 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。**

二 事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の種別（第七十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をい。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、第七十七条第一項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、第七十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 第八十七条の運営規程

十 障害者等又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 第八十六条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(障害者デイサービスに係る指定の申請)

第五条 法第三十六条第一項の規定に基づき障害者デイサービス（法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

二 事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 第九十九条の運営規程

八 障害者は又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 申請者が申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 申請者が申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に間に必要と認める事項  
(共同生活援助に係る指定の申請)

**第六条 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。**

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

八 第百十七条の運営規程

九 障害者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 第百二十一條において準用する第八十六條の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

第十七条 第二条から前までの規定は、法第四十一条第一項の指定の更新について準用する。  
(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第十八条 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第二条第四号、第三条第四号、第四条第四号、第五条第四号及び第六条第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、行動援助又は外出介護 第二条  
第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 児童デイサービス 第三条第一号、第二号、第四号  
(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、第七十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)

三 短期入所 第四条第一号、第二号、第四号  
(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、第七十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)

四 障害者デイサービス 第五条第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

五 共同生活援助 第六条第一号、第二号、第一

2 前項の届出であつて、同項第一号から第五号までに掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉

サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日  
二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由  
三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指

定障害福祉サービスを受けている者に対する措置  
四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第三章 指定障害福祉サービス事業者的人員、設備及び運営に関する基準

第一節 通則

(趣旨)

第九条 指定障害福祉サービスの事業に係る法第四十三条第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十条第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)  
第十一条 指定障害福祉サービス事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ)、他の障害福祉サービス事業を行なう者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二節 居宅介護、行動援護及び外出介護

### 第一款 基本方針

第十一條 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

2 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

3 外出介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

4 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)  
第十二条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)において、常勤の従業者のあつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

2 前項の契約支給量の報告等

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この節において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市町村に對し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三项の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(管理者)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第十四条 前二条の規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第十五条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行なうために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

(設備及び備品等)

第十六条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行なったとき、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十六条の規定による説明を行ななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行なう場合は、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(内容及び手続の説明)

第十七条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行なったとき、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十六条の規定による説明を行ななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行なう場合は、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受給資格の確認)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たつては、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第十八条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第十九条 指定居宅介護事業者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の規定により指定居宅介護の利用について市町村が行なつて、あつせん、調整及び要請(以下この条において「あつせん等」という)並びにこれらの法律の規定により当該あつせん等について都道府県が行なう市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。



2	指定居宅介護事業者は、従業者にこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
3	サービス提供責任者は、第三十三条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する定期宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
3	第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程（第四十条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一	事業の目的及び運営の方針
二	従業者の職種、員数及び職務の内容
三	営業日及び営業時間
四	指定居宅介護の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
五	通常の事業の実施地域
六	虐待の防止のための措置に関する事項
七	事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
八	虐待等における対応方法
九	その他の運営に関する重要な事項
（介護等の総合的な提供）	
第三十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあつてはならない。	
（勤務体制の確保等）	
第四十条 指定居宅介護事業者は、障害者等に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	
（勤務体制の確保等）	
第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業者又は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（衛生管理等）	
第四十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	

2	指定居宅介護事業者は、その設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。（掲示）
3	第四十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
4	（秘密保持等）
5	第四十三条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
6	2 指定居宅介護事業者は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
7	3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に對して、障害者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかなければならぬ。（情報の提供等）
8	4 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。（事故発生時の対応）
9	5 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指揮を用いるようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者に關する情報の提供を行うよう努めなければならない。（会計の区分）
10	6 指定居宅介護事業者は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。（苦情解決）
11	7 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
12	8 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する障害者等又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
13	9 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（衛生管理等）
14	10 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。（勤務体制の確保等）
15	11 指定居宅介護事業者は、その設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。（掲示）

3	指定居宅介護事業者は、その設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。（掲示）
4	4 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五回の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。
5	5 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指揮を用いるようとする者が、適切かつ円滑に利用する際は、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかなければならぬ。（情報の提供等）
6	6 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指揮を用いるようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者に關する情報の提供を行うよう努めなければならない。（会計の区分）
7	7 指定居宅介護事業者は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。（苦情解決）
8	8 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
9	9 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する障害者等又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
10	10 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（衛生管理等）
11	11 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。（勤務体制の確保等）
12	12 指定居宅介護事業者は、その設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。（掲示）

3	第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準
4	第五十条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行ふ者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下准該当居宅介護事業所」という。）の員数は、三人以上とする。
5	離島その他の地域であつて厚生労働大臣が命じた指定居宅介護事業者は、その提供する基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。
6	第六十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
7	（管理者）
8	第六十二条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行つたために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。（同居家族に対するサービス提供の制限）
9	第五十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である障害者等に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である障害者等に対する居宅介護が次にいづれにも該当する場合には、この限りでない。
10	（一）当該居宅介護に係る支給決定障害者等が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合





2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の合計が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により算定された特例介護給付費の額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百)を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額についての費用の支払を受けた場合は、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

**第八十一条** 指定短期入所は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

**第八十二条** 短期入所従業者(指定短期入所の提供に当たっては、以下この節において同じ。)は、以下の従業者をいう。以下この節において同じ。(は、

2 指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とした障害者等又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

**第八十三条** 指定短期入所の提供に当たっては、障害者等の心身の状況に応じ、障害者等の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、障害者等を入浴させ、又は清潔しなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その障害者等に対し依頼を受けて、障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

5 障害者等の食事は、栄養並びに障害者等の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

**第八十四条** 指定短期入所事業者は、常に障害者の健康の状況に注意するとともに、健康保持等のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

**第八十五条** 指定短期入所事業者は、常に障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者等又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第八十六条** 指定短期入所従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

**第八十七条** 指定短期入所事業者は、次の各号(第七十五条第二項の適用を受ける施設について除外する)に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 サービス利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

**第八十八条** 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる障害者等の数以上の障害者等に対しても同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、この限りでない。

一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

二 第七十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

(地域等との連携)

**第八十九条** 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

**第九十条** 第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十五条、第四十二条から第四十八条まで、第六十三条、第六十五条、第六十七条及び第六十八の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

**第五節 障害者デイサービス**

**第一款 基本方針**

**第九十一条** 障害者デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下「指定障害者デイサービス」という。)の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるように、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(運営規程)

**第九十二条** 指定障害者デイサービスの事業を行う者(以下「指定障害者デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定障害者デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 指導員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 介護職員 指定障害者デイサービスの単位ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、当該指定障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数

三 前項に掲げる指定障害者デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、当該指定障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行いう時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害者の数が十五人までは、二以上

二 障害者の数が十五人を超えるときは、二に、障害者の数が十五を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

三 前二項の指定障害者デイサービスの単位は、指定障害者デイサービスであつてその提供が時に一又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

4 第一項の指導員又は介護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第九十三条 指定障害者デイサービス事業者は、法定代理職務に従事する常勤の管轄者を置かなければならぬ。ただし、指定障害者デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害者

デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は

同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に

従事することができるものとする。

## 第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十四条 指定障害者デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定障害者デイサービス

なければならぬ。

2 指定障害者デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものについては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。

3 指定障害者デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものについては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

4 前二項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

2 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。

3 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。

4 前二項に掲げる設備の漏えいを防ぐこと。

5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該指定障害者デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する指定障害者デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第六 沐浴 障害者の特性に応じたものであること。

第五 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。

五 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

第五款 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第九十五条 指定障害者デイサービス事業者は、その提供する指定障害者デイサービスを提供した際は、支給決定障害者(法第十九条第一項に規定する支給の範囲)を受けた障害者をいう。(以下同じ)から当該指定障害者デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害者デイサービスを提供了した際は、支給決定障害者から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法定代理の額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合においては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受け取ることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費(入浴に係るものに限る)

三 創作的活動に係る材料費

四 その他障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

5 指定障害者デイサービス事業者は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者デイサービス事業者は、第三項の規定の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者との同意を得なければならない。

(指定障害者デイサービスの基本取扱方針)

第七条 第一百条から第二十四条まで、第二十六

八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第五款 基準該当障害福祉サービスに

第六 条款 第一百条から第二十四条まで、第二十六

八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第六款 基準該当障害福祉サービスに

第七 条款 第一百条から第二十四条まで、第二十六

八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第八款 基準該当障害福祉サービスに

第九款 基準該当障害福祉サービスに

第十款 基準該当障害福祉サービスに

第十一款 基準該当障害福祉サービスに

第十二款 基準該当障害福祉サービスに

第十三款 基準該当障害福祉サービスに

第十四款 基準該当障害福祉サービスに

第十五款 基準該当障害福祉サービスに

第十六款 基準該当障害福祉サービスに

第十七款 基準該当障害福祉サービスに

第十八款 基準該当障害福祉サービスに

第十九款 基準該当障害福祉サービスに

第二十款 基準該当障害福祉サービスに

第二十一款 基準該当障害福祉サービスに

第二十二款 基準該当障害福祉サービスに

五 指定障害者デイサービスの内容及び支給決定

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要な事項

(準用)

第一百条 第十六条から第二十四条まで、第二十六

八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第五款 基準該当障害福祉サービスに

第六 条款 第一百条から第二十四条まで、第二十六

八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第六款 基準該当障害福祉サービスに

第七 条款 第一百条から第二十四条まで、第二十六

八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第八款 基準該当障害福祉サービスに

第九款 基準該当障害福祉サービスに

第十款 基準該当障害福祉サービスに

第十一款 基準該当障害福祉サービスに

第十二款 基準該当障害福祉サービスに

第十三款 基準該当障害福祉サービスに

第十四款 基準該当障害福祉サービスに

第十五款 基準該当障害福祉サービスに

第十六款 基準該当障害福祉サービスに

第十七款 基準該当障害福祉サービスに

第十八款 基準該当障害福祉サービスに

第十九款 基準該当障害福祉サービスに

第二十款 基準該当障害福祉サービスに

第二十一款 基準該当障害福祉サービスに

第二十二款 基準該当障害福祉サービスに

一 指定障害者デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定する障害者デイサービ

ス計画に基づき、障害者の入浴食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該障害者は、その介護を行う者の身

体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

二 従業者は、指定障害者デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、

障害者又はその介護を行う者に対し、サービ

スの提供方法等について、理解しやすいよう

に説明を行う。

三 指定障害者デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技

術をもってサービスの提供を行う。

四 常に障害者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害者の心身の特性に対応した指定障害者デイサービスの提

供ができる体制を整える。

(障害者デイサービス計画の作成)

第五条 指定障害者デイサービス事業所の管

理者は、障害者の心身の状況、希望及びその置

かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、

当該目標を達成するための具体的なサービスの

内容等を記載した障害者デイサービス計画を作成しなければならない。

二 指定障害者デイサービス事業所の管理者は、

それぞれの障害者に応じた障害者デイサービス

計画を作成し、障害者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

三 従業者は、それぞれの障害者について、障害

者デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(運営規程)

第九十九条 指定障害者デイサービス事業者は、

指定障害者デイサービス事業所ごとに、次の各

号に掲げる事業の運営についての重要な事項に

関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び業務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定障害者デイサービスの利用定員





(指定障害福祉サービス事業者に係る経過措

3 法附則第十条第五項に規定する厚生労働省令  
で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(平成十六年度の確定医療費拠出金の額の算定に関する経過措置)  
第三十一条の二 平成十六年度の各保険者による平成十四年改正法

則第十九條の規定により読み替

**第二条** 法附則第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の規定に基づき、精神障害者居宅生

活支援事業（精神障害者居宅介護等事業）（旧精神保健福祉法第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業）をハハ、トト

次号に於ける本問題等は、公論會事務局のいづれの出處譲りに該當するものを除く。に係るものにて限る。次号において同じ。を行つて居る市町に於ける、  
「日暮申辰甚喜止上等五」一長の見立に甚

（財務省の保険補助法第五十一条の規定に基づく補助が行われたものに限る。）

走に基づき 精神障害者居宅生活支援事業を行つてゐる者（旧精神保健福祉法第五十一条の規定に基づく補助が行われた者に限る。）

2 法附則第十条第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。  
一 旧精神保健福祉法第五十条の三第一項の規

定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業（精神障害者短期入所事業）（旧精神保健福祉法第十五条の三の二第三項に規定する精神障害者

短期入所事業をいう。)に係るものに限る。次号において同じ。)を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十一条の規定による補助が

二 行われたものに限る。) 精神障害者居宅生活支援事業を行つてゐる者(旧精神保健福祉法第五十一条の規定に基く)

づく補助が行われた者に限る。)○固生伊伊祖省令第五十七号  
平成十八年度に係る建農保険去寧の一部を改正し

の規定により読み替えて適用される同法附則第十九条の規定により読み替えて適用される同法附則第三項第一号イ並びに老人保健法(昭和五十七年法律第五項第一号イ、第五項、第七項、第八項第一号九条の規定により読み替えて適用される同法附則項第一号イ並びに老人保健法(昭和五十七年法律第五項第一号イ並びに老人保健法による保険者の拠出金の額の算定き、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定る省令を次のように定める。

平成十八年三月二十九日  
老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に  
する省令

3 法附則第十条第五項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 旧精神保健福祉法第五十条の三第三項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者地域生活援助事業)(旧精神保健福祉法第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業をいう)に係るものに限る。次号において同じ。を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十一条の規定による補助が行われたものに限る。)

二 精神障害者居宅生活支援事業を行つてゐる者(旧精神保健福祉法第五十一条の規定に基づく補助が行われた者に限る。)

法附則第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 旧精神保健福祉法第五十条の三第二項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業(旧精神保健福祉法第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業をいい、法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護に該当するものに限る。)に係るものに限る。次号において同じ。)を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十二条の規定による補助が行われたものに限る。)

二 精神障害者居宅生活支援事業に要する費用の一部を補助されてゐる者(旧精神保健福祉法第五十二条の規定に基づく補助が行われた者に限る。)

法附則第十条第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、法の施行の日から平成十八年九月三十日までの期間とする。

5

4

二 に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働大臣川崎二郎)

(平成十六年度の確定医療費控除額の算定に関する経過措置)

**第三十一条の二** 平成十六年度の各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十九条第一項第一号イ(1)(i)に規定する前期老人医療費額(以下「平成十六年度前期老人医療費額」という。)のうちに、平成十四年十月一日に行われた旧法の規定による医療等に要する費用がある場合には、平成十六年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十九条第一項第一号イ(1)(i)に掲げる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第五項に規定する前期特定費用確定率(以下「平成十六年度前期特定費用確定率」という。)を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

(1) 平成十六年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用の額

(2) 平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の六十六分の六十二に相当する額

(1) 平成十六年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十六年四月一日から平成十六年九月三十日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額

(2) 平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の六十二分の六十二に相当する額

(1) 平成十六年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十五年十月一日以後に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から平成十六年度の当該保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第五項に規定する前期特定費用額を控除して得た額

(2) 平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に平成十六年度前期特定費用確定率を乗じて得た額

第三十一条の三 平成十六年度の各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一項第二号イ(1)(i)に規定する後期老人医療費額(以下「平成十六年度後期老人医療費額」という。)のうちに、平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用、平成十四年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用及び介護保険法施行法第二十八条の規定によりなお從前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用がある場合には、平成十六年度に係る平成十四年改正法附則第十九条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七条第一項第一号イ(1)に掲げる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。